

議 長 日程第3、「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 「承認第3号専決処分の承認を求めることについて」、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号）」を専決処分しましたので、御説明させていただきます。1枚おめくりください。専決処分書でございます。

補正予算書の数字説明に入る前に、今回専決処分を行わせていただきました上水道事業会計と寄簡易水道事業会計の補正予算には相関関係があるため、その概要を説明させていただきます。

まず今回の補正予算は令和8年1月11日に発生した強風により、倒壊してしまった宮地・田代浄水場に電力を供給するための引込電柱の本復旧に早急に取り組むとともに、突発的に生じた漏水案件等にも即時に対応することができる予算を、寄簡易水道事業会計において確保するためのものとなります。

この宮地・田代浄水場は、虫沢川沿いの虫沢橋下流側、左岸の林の中に位置する施設のため、本復旧等に取り組むための所要の予算は寄簡易水道事業会計で予算計上を行いますが、その財源確保に当たり、その一部を上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金の増額で対応を図るものとなります。

また、引込電柱につきましては強風により直接倒壊したものではなく、同浄水場敷地内に自生していた樹木が強風により倒された際に、同敷地内に設置されている当該施設に電力を供給するための引込電柱の電線にもたれかかり、その荷重に耐えられなくなった電柱が倒壊してしまったものでございます。改め

て専決理由となりますが、寄簡易水道事業会計において急を要する資金需要が生じたため、上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金を増額する必要があり、かつ議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年2月6日付で松田町上水道事業会計補正予算（第4号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告させていただき承認を求めますのでございます。

それでは、細部説明をいたします。4、5ページをお願いします。

令和7年度補正予算内訳書の資本的収入及び支出の支出でございます。

款4資本的支出、項3投資、目1長期貸付金につきまして、寄簡易水道事業会計への貸付金を100万円増額し、予定額計を2,000万円とするものでございます。なお増額分につきましては、4条支出の補填財源から充当するものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号））について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。